

# 横浜市公立学校 臨時的任用職員・非常勤講師の登録の御案内

このたびは、横浜市公立学校教員採用試験の合格おめでとうございます。来年4月から皆さんと共に横浜市の子どもたちを育んでいくことを、今から楽しみにしています。

採用までの期間、皆さんにおかれましては、お仕事や学業にお忙しい日々をお過ごしかと存じますが、「少しでも早く教壇に立ちたい」という方を対象に、臨時的任用職員・非常勤講師の登録について御案内させていただきます。

合格者の皆様には、この機会を利用して一足早くスタートを切り、実務経験を積みながら来年4月に備えてみてはいかがでしょうか。横浜市の学校では、皆さんの果敢なチャレンジをサポートさせていただきます。ぜひ御検討ください。

※合格者の皆さんに御案内させていただいたますが、教員免許状取得見込の方は免許状取得後になります。

○月×日(△)  
日直

桜木町 横浜  
太郎 花子

## ●登録の内容●

- ◆ 採用までの間に、横浜市公立学校での臨時的任用職員または非常勤講師としての勤務を希望される場合、別添の「登録申込書」を御返送ください。
- ◆ 通常であれば、登録会会場へお越しいただき面談を経て登録完了となるところ、皆さんのうち、期限までに御返送いただいた方については、登録申込書が受理されたことをもって登録完了とさせていただきます。

＜臨時的任用職員・非常勤講師として勤務するまでの流れ＞

**不要**



今回の登録では、  
登録申込書の返送のみで  
登録完了!!

こんな方にお勧めします！

- 正規採用される前に、経験を積んで、自分を高めておきたい！
- 横浜の学校の様子を知っておきたい。

## ●登録申込書の提出方法●

登録を希望する場合、同封の「登録申込書」に必要事項を御記入の上、宛先まで返送してください。  
※登録は任意です。登録を希望する方のみ返送してください。※現在、横浜市公立学校で勤務している方（臨任・非常勤）については、改めて提出していただく必要はありません。

### ＜提出期限＞ 令和7年11月10日（月）【消印有効】

＜宛 先＞ 横浜市教育委員会事務局 教職員人事課 任用係  
※他の提出書類と一緒に、提出してください。

## ●注意事項●

### ○登録にあたって

- 1 対象者：このお知らせを送付された本人であって、登録を希望する方  
＜その他の要件＞※任用開始時点で有効な教員普通免許状を所持していること  
(免許取得見込みの場合、取得後、任用開始となります)  
※地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと
- 2 任用期間：任用事由によって異なります  
※本務者の復職等により任用事由が消滅した場合、任用は継続できません

### 3 勤務条件（令和7年4月現在）：

#### （1）臨時の任用職員（右表のとおり）

##### ＜注意＞

※他に報酬を得る仕事等をすることは、原則としてできません

※地方公務員、教育公務員として服務規律に従っていただく必要があります

勤務時間	正規職員と同様（1週につき38時間45分）
月額給与	大卒：約307,000円～
	※学歴、職歴により初任給を決定します。
	※調整額、教員特別手当、地域手当を含む
諸手当	通勤手当、扶養手当、住居手当、期末勤勉手当 ※正規職員に準じて支給。支給要件あり
休暇	年次休暇、病気休暇、生理日休暇、服忌休暇等
社会保険等	公立学校共済組合（短期）・厚生年金保険に加入します。 ※任用期間が31日以上7箇月未満の場合、雇用保険に加入します。

#### （2）非常勤講師

任用事由や勤務時間等により異なります [参考] 給与（報酬）：時給 2,240円～2,604円

### ○その他の注意

- ✓ 任用の確約をするものではありません。
- ✓ また、今回の登録による、正規採用後の配属先の配慮はありませんので、御了承ください。

## ＜問合せ先＞

【教員採用試験について】 教職員人事課 任用係 TEL 045-671-3246

【臨時の任用職員・非常勤講師について】 学校教育事務所 教育総務課

いずれの方面にも  
お問合せ可能です

東部 TEL 045-411-0605 西部 TEL 045-336-3732  
南部 TEL 045-843-6406 北部 TEL 045-944-5970

横浜市公立学校  
登録申込書  
臨時的任用職員・非常勤講師等

登録日 令和 年 月 日

*職員番号						
-------	--	--	--	--	--	--

ふりがな	生年月日							
氏名	※戸籍と同一の漢字で記入してください(例: 恵、高、邊)	昭和 年 月 日				写真 (4cm×3cm) ・正面向 ・上半身 ・脱帽		
		性別	男・女	年齢	歳			
住所	〒――							
最寄駅等	線 駅より (バス・徒歩)		分	住居地の学区 ※市内在住者のみ記入	小学校			
連絡先	〔自宅〕 ( )			左記以外緊急連絡先 ( )				
	〔携帯〕 ( )			<氏名> <続柄>				
	〔メールアドレス〕							
希望職種 ※希望するものに○	教諭	事務職員	養護教諭	希望校種 ※希望する順に( )に 1~4の数字を記入	小学校( )	高等学校( )		
	学校栄養職員	その他( )		中学校( )	特別支援学校( )			
希望勤務形態 ※希望するものに○	臨時の任用職員	勤務可能時期 ※どちらかに○	1 今すぐ可能・2 令和 年 月 日から		R7 横浜市採用試験の受験番号			
	非常勤講師等	非常勤講師の場合	週 日程度の勤務が可能					
所持免許状 ※取得見込の場合は右端の□にレ点	免許状の種類 ※該当する種類に○		教科等	番号	授与年月日	授与権者	見込	
	小学校	2・1・専		号 S・H・R	・	教委	□	
	中学校	2・1・専		号 S・H・R	・	教委	□	
	高等学校	2・1・専		号 S・H・R	・	教委	□	
	養護教諭	2・1・専		号 S・H・R	・	教委	□	
	特別支援学校 (養護学校・盲・聾)	2・1・専		号 S・H・R	・	教委	□	
	(管理)栄養士			号 S・H・R	・		□	
横浜市教職員及び横浜市公立学校 に通う児童・生徒の親族の有無	有・無	氏名・続柄・ 学校名等						
学歴 ※高等学校以降、 通信制、講習会等 を含め全て記入	学校名(学部・学科・課程・専攻)		在学期間			卒業・修了 中退・見込		
	高等学校		S H R	年 月 日	～	S H R	年 月 日	
			S H R	年 月 日	～	S H R	年 月 日	
			S H R	年 月 日	～	S H R	年 月 日	
			S H R	年 月 日	～	S H R	年 月 日	
			S H R	年 月 日	～	S H R	年 月 日	
資格特技			*記事					
指導できる 部活動								

\*印欄は記入しない

&lt;面接員&gt;

氏名		基準学歴	短大・大学・修士	*職員番号							
志望動機 (自己アピール)						任用に際して配慮してもらいたい事項・意向等 通勤可能範囲 時間 分程度まで可能					

### 職歴 (高等学校卒業以降、民間企業社員、アルバイト等全てを記入)

年	月	日	～	年	月	日	勤務先	雇用形態	職務内容	*
			～					常勤 (正規・臨任)	・非常勤 (その他)	
			～					常勤 (正規・臨任)	・非常勤 (その他)	
			～					常勤 (正規・臨任)	・非常勤 (その他)	
			～					常勤 (正規・臨任)	・非常勤 (その他)	
			～					常勤 (正規・臨任)	・非常勤 (その他)	
			～					常勤 (正規・臨任)	・非常勤 (その他)	
			～					常勤 (正規・臨任)	・非常勤 (その他)	
			～					常勤 (正規・臨任)	・非常勤 (その他)	
			～					常勤 (正規・臨任)	・非常勤 (その他)	

### 注意事項

一 学校からの依頼に応じて、条件のあう登録者の方にお仕事をご紹介しています。お仕事を引き受けてくださる場合、所管事務所から学校に登録申込書の情報を提供いたします。

二 お仕事を紹介できない場合もありますので、ご了承ください。

三 臨時の任用職員・非常勤講師等の仕事は、本務者の状況によって任用事由が消滅する場合や翌年度は児童・生徒数の増減などから任用事由が発生しない場合などがあります。任用の継続を保障することはできませんので、ご了承ください。

四 登録の有効期間は原則3年間です。その間、横浜市立学校において勤務をしていただいた場合は、その任用が終わってから3年を経過した日の属する年度末まで、登録期間が延長されます。勤務しない期間が3年を経過した年度末を過ぎると、再登録が必要となります。

### 懲戒処分歴

国家公務員法・地方公務員法に基づく懲戒の処分歴の有無を記入してください。 事実と異なることが判明した際は、登録取消又は任用取消となる場合があります。	該当箇所へ <input checked="" type="checkbox"/> を記入 <input type="checkbox"/> 懲戒処分歴なし <input type="checkbox"/> 懲戒処分歴あり
懲戒処分歴ありの場合、懲戒処分の時期、内容及び処分理由を記載してください。 事実と異なることが判明した際は登録取消又は任用取消となる場合があります。	

◆地方公務員法第16条(欠格条項) 次の各号のいづれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者	◆学校教育法第9条 次の各号のいづれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者 三 教育職員免許法第十一一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
--	--

上記の地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しないとともに、当申込書の記載事項に相違ない旨申し上げます。

令和 年 月 日

署名

※太枠内のみ記入してください。 \*印欄は記入しない

※太枠内のみ記入してください。 \*印欄は記入しない

\*登録申込書裏面では職歴欄が足りない場合のみ、こちらを使用してください。

